

③特許行政サービスの質向上

(特許情報発信の強化)

- ・海外の特許情報へのアクセスに関するユーザーの負担を軽減するため、特許情報プラットフォームにおいて海外の特許文献の英語テキスト検索機能の整備を進める。
(短期) (経済産業省)

(特許行政事務の高度化・効率化)

- ・産業財産権を取り巻く環境の多様化・複雑化や特許、実用新案、意匠、商標を含む特許行政事務の質的・量的変化に適切に対応する。なお、特許行政事務の高度化・効率化に向けた取組の一環として、人工知能技術の活用を視野に入れたアクション・プラン(平成29年4月27日公表)に沿って、実証事業等を推進する。
(短期・中期) (経済産業省)

3. グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進

(1) 現状と課題

第4次産業革命時代を迎え、業種を超えた企業間で連携したオープン・イノベーションの更なる進展が期待される一方、IoT、AI及びビッグデータに代表される新しい技術により収集・蓄積されるデータの量・多様性が急速に増大するとともに、データ処理性能の指数関数的な進化や深層学習に代表されるAI技術の非連続的進化により、新たな競争力の源泉として「データ」の重要性が増している。

こうした状況下で、我が国の知財戦略においては、知財をより広い視点から捉え直した上で、オープン・イノベーションを念頭に置き、オープン&クローズ戦略を軸として、多様な手法を駆使した知財マネジメントを強化していくことが重要である。そのためには、第4次産業革命時代の特性を踏まえつつ、知的財産権として権利化、営業秘密としての秘匿化のほか、企業・業界における標準化戦略の一層の強化、データの取得や利活用に関する戦略も含め、より幅広い知財マネジメントの基盤となる知財システムを構築していく必要がある。

標準化戦略については、「標準化官民戦略」(2014年5月策定)等を踏まえて、各分野において官民が協力して国際標準化への積極的な取組がなされているが、近年、第4次産業革命の進展に伴い、標準化活動を取り巻く環境も大きく変化している。特にIoTなどモノや技術がつながることにより新たな付加価値が創出される産業社会(Connected Industries)の実現に向けた社会システム分野や国際的な競争が激化している先端技術分野における国際標準化については、標準化活動の中心がデジュール標準からフォーラム/コンソーシアム標準に変化し、領域融合的な様々な規格提案が

なされるなど、従来の製品・技術の区分けで設置されてきた業界団体や個別の企業での対応が難しくなっている。このため、産業技術総合研究所などの国立研究開発法人の機能を強化するとともに、関連制度の見直しを含め、官民の標準化体制を整備、強化することが求められる。

また、中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を促進するため、案件発掘から標準策定までを一気通貫で支援するとともに、中堅・中小企業等による海外認証取得を支援する取組を引き続き推進することも必要である。

あわせて、国際標準化を推進するためには、それを支える人材を育成していくことが不可欠である。現状では、経営層や事業責任者の理解が必ずしも十分であるとは言えず、将来の国際標準化を支える人材が育っていないなど、企業の標準化体制や国際標準化を担う人材の質的・量的不足が根本的な課題となっている。こうした認識から、2017年1月に「標準化人材を育成する3つのアクションプラン⁸」を取りまとめ、我が国の標準化活動の中心的役割を担うべき民間企業、特にその経営層が標準化人材を育成する上で取り組むべき方向性を示したところであり、本アクションプラン等に基づき標準化人材育成の取組を進めるとともに、これらの標準化人材が諸外国の政府及び企業と連携して国際標準化を行う活動に対する支援を一層強化する必要がある。

これに加え、グローバル市場において、オープン&クローズ戦略の下で事業・経営戦略と一体となった知財・標準化マネジメントを行っていくためには、標準化戦略のみならず、事業・経営戦略、知財戦略にも精通し、事業・経営戦略と一体となった知財・標準化マネジメントを行うことができる人材（知財マネジメント人材）の育成と確保に取り組むことも重要である。

特に、優秀な人材の確保という観点では、我が国は、多様性によるイノベーションの促進や、海外市場の開拓等を実現するためにも、特に高度人材を中心として、世界から人材を集め活用していくための方策について検討すべきである。

営業秘密の保護については、2015年1月の「営業秘密管理指針」の改訂、2016年1月の改正不正競争防止法（平成5年法律第47号）の施行及び2016年6月の改正関税法（昭和29年法律第61号）の施行により、営業秘密侵害に対する抑止力の向上とIT環境の変化等に応じた処罰範囲の整備が進められるとともに、2016年2月には秘密情報の漏えいに関する対策事例を記載した「秘密情報の保護ハンドブック」が策定されている。これらの周知・普及活動の継続が必要であるとともに、情報のデジタル化が進み、ネットを介してつながる環境の進展を踏まえた一層の充実化も求められる。

官と民との連携については、「技術情報等の流出防止に向けた官民戦略会議」で公表された「営業秘密侵害を断固として許さない社会」の創出に向けた「行動宣言」（2015年1月）を踏まえ、2015年度から、営業秘密の漏えいに関する最新手口やその対策に係る情報交換を行うため、「営業秘密官民フォーラム」が毎年開催されている。企業の

⁸ http://www.meti.go.jp/policy/standards_conformity/files/jinzaiactionplan.html

営業秘密が増加している一方で、漏えいの危険性が上がっている可能性が指摘される中、同取組について、今後も継続的に実施する必要がある。

(2) 今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、第4次産業革命時代に即した産業競争力の強化に向け、オープン・イノベーションを念頭に置きつつ、オープン&クローズ戦略を軸とした知財マネジメントを浸透させていくため、関係府省において以下の取組を推進することとする。

①企業・業界における標準化戦略の強化

《官民の標準化体制の強化》

(官民の標準化体制強化)

- ・官民が連携して日本の優れた技術やサービスを活かした国際標準化を一層促進するため、官民の協力・連携体制を含め、基準認証制度の在り方について検討する。

(短期・中期) (経済産業省、関係府省)

(社会システム・先端分野の国際標準化)

- ・デジュール標準だけでなく、コンソーシアム等の国際標準化動向を把握しつつ、国際標準化を推進するため、官民の標準化体制を強化する。具体的には、国内のトップランナーに合わせて標準の策定を行う「新市場創造型標準化制度」の活用や、先端的な優れた技術を有している産業技術総合研究所などの国立研究開発法人を活用し、業種横断プロジェクトとして組成すべき案件の検討を行う。例えば、スマートマニュファクチャリング分野では、フォーラム／コンソーシアムにおける議論を把握しつつ、リファレンスモデルを構築し、適切なデータの形式等を検討した上で、データ形式等について、ドイツなど関係諸国とも連携しつつ、国際標準化に取り組んでいく。(短期・中期) (経済産業省)

(中堅・中小企業等の標準化の推進)

- ・中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を推進するため、国内外の標準化事例やその意義、支援機関等についての周知を引き続き進める。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用に向けて、知財総合支援窓口・よろず支援拠点や中小企業支援関係者等と、標準化活用支援パートナー機関との連携を促すとともに、中堅・中小企業等が、利益を確保しつつ自社の優れた技術・製品を社会に実装する取組を後押しするため、関係団体と一般財団法人日本規格協会(JSA)とが連携し、中堅・中小企業等に対して、事業戦略に応じた、標準化戦略及び知財戦略の策定・提案をワンストップで実施できる体制の構築を検討する。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・「新市場創造型標準化制度」や、自治体、産業振興機関、地域金融機関、及び認証機関などの幅広い関係者と連携して中堅・中小企業等の技術・製品の標準化を推進する「標準化活用支援パートナーシップ制度」、地方創生交付金の活用等を通じて、地域の中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を支援する。(短期・中期)(経済産業省)

(中堅・中小企業等の海外認証取得支援)

- ・中堅・中小企業等の海外展開に際して、現地規制への対応に必要な試験データ・認証の取得の具体的なプロセス等に関する相談窓口の設置、情報提供セミナーの開催及びパンフレットの作成など、規制に関連した海外認証取得を支援するための取組を推進する。(短期・中期)(経済産業省)

《産学官をあげた標準化人材育成の強化》

(標準化人材の育成強化)

- ・国際標準化のための国際会議において国際幹事や議長を担える人材や、国際標準化実務の遂行能力に加え、交渉力とマネジメント力を備えた人材を育成するための若手人材の研修を引き続き実施する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・2017年1月に策定された「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」等に基づいて、標準化専門家、経営層及び標準化を支える弁理士などの専門人材からなる標準化人材を産学官で育成する。具体的には、政府による経営層に対する普及活動の強化、各企業における最高標準化責任者(CSO)の設置を引き続き促すとともに、大学と産業界が連携した複数大学にまたがる各産業のルール形成戦略についての新たな講座の開設等を推進する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・一般財団法人日本規格協会(JSA)と連携して、本年3月に創設された標準に関する資格制度「規格開発資格制度」の普及を推進する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・弁理士業務としての標準関連業務への関与の役割の明確化の検討を行う。
(短期・中期)(経済産業省)

《個別分野の標準化戦略》

(第4次産業革命時代を見据えたIoTサービス等に関する国際標準化戦略の推進)

- ・膨大な数のIoT機器を迅速かつ効率的に接続する技術等の共通基盤の確立や実証等を推進するとともに、センサー等で集めた工場内のデータ等を共有・活用するスマート工場に関する先進システムの実証を2020年までに全国50か所で実施するなど、第4次産業革命時代を見据えたIoTサービス、スマート工場、自動走行システム、ロボットなどの分野において、産学官等が連携して国際標準化に対する取組を推進する。(短期・中期)(総務省、経済産業省)
- ・情報通信分野における最新の動向を踏まえた戦略的な国際標準化を行うための体制整備、定期的な標準化会合への継続的な対応や海外のIoT関係団体との連携、若手

国際標準化人材の育成等を実施するとともに、ICT 分野の研究開発と国際標準化を一体的に推進する。(短期・中期) (総務省)

②オープン&クローズ戦略下での知財マネジメントの在り方

《知財マネジメント人材等の育成・確保》

(総合知財戦略構築支援可能な人材育成)

- ・ビジネスモデル検討段階から訴訟対応などの権利行使段階までを視野に入れた上で、知的財産に関する法律的な知識や海外情報等も踏まえた事業戦略と連携した知財マネジメント戦略に関する知見を包括的に提供することにより、中小・ベンチャー企業において、特許・意匠・商標・ノウハウ等を考慮した、総合的な知財マネジメント構築を支援できる人材の育成を引き続き強化・実施する。(短期) (経済産業省)

(グローバルな知財人材育成)

- ・世界を舞台に活躍できる知財マネジメント人材の育成のため、企業の経営幹部・幹部候補、経営企画部門や事業部門の管理職等向けに開発した教材類の民間セクターへの普及・活用を図る。(短期・中期) (経済産業省)

(高度外国人材の呼び込み推進)

- ・2017年4月に見直された高度人材ポイント制を活用し、我が国の経済成長への貢献が期待される高度な技術・知識を持った外国人材の我が国への呼び込みを引き続き推進する。(短期・中期) (法務省)

《営業秘密保護の強化》

(秘密情報の保護ハンドブック等の充実・普及)

- ・情報のデジタル化が進み、ネットを介してつながる環境の進展を踏まえ、営業秘密管理指針及び秘密情報の保護ハンドブックの記載を充実させるとともに、不正競争防止法の制度や秘密情報の保護ハンドブック等の普及・啓発を実施する。
(短期・中期) (経済産業省)

(「大学における秘密情報の保護ハンドブック」の普及)

- ・大学が学生と雇用契約を締結する等によって企業等との共同研究で取り扱う秘密情報を適切に管理することを明記した「大学における秘密情報の保護ハンドブック」の普及・啓発を実施する。(短期・中期) (経済産業省)

(営業秘密管理のワンストップ支援の拡充)

- ・営業秘密管理を含む知財戦略の相談窓口及びポータルサイトにおいて、引き続きホ

ームページ上での情報発信及び全国各地でのセミナー開催、eラーニングコンテンツの提供など、中小企業を念頭に置いた普及・啓発を実施する。

(短期・中期) (経済産業省)

(営業秘密情報に係るタイムスタンプ情報の保管サービスの普及)

- ・営業秘密流出事件等における営業秘密や先使用権の保有の立証を円滑にするための手段として、企業等において秘匿管理される技術ノウハウなどの電子文書に付されたタイムスタンプ情報を長期保管するサービス(2016年度末開始)について、産業界等への普及・啓発を実施する。(短期・中期) (経済産業省)

(官民連携の促進)

- ・官民の実務者間において、営業秘密の漏えいに関する最新手口やその対応策に関する情報交換を緊密に行う場として、「営業秘密官民フォーラム」を開催するとともに、普及・啓発のため、情報提供を行う。(短期・中期) (経済産業省)

(捜査当局等との連携)

- ・「営業秘密官民フォーラム」の開催等を通じ、経済産業省、警察庁・都道府県警察、公安調査庁、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)等の連携の強化を進め、産業界に対する意識啓発を実施する。(短期・中期) (経済産業省、警察庁、法務省)

II. 知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進

1. 攻めの農林水産業・食料産業等を支える知財活用・強化

(1) 現状と課題

世界の食の市場規模が、2009年の340兆円から2020年には680兆円と倍増することが見込まれ、世界的にも和食の広がりが見られる状況のもと、高品質な日本の農産物・食品を世界にアピールし、成長する世界需要を取り込んでいくことで、販路開拓・拡大を行っていくことが求められている。また、農産物貿易のグローバル化が進む中、日本の農産物の競争力を確保するためには、品質の優位性を維持することが不可欠である。

そのような中、「地域で頑張る農業者の所得を増やす。」、これがアベノミクス第二ステージの農業改革のキーワードとなっており、「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定。以下「再興戦略2016」という。）においても、「攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化」を重点施策として取り上げ、政府・農業界・経済界がタッグを組んで頑張る農業者の支援を行っていくという方向性を打ち出している。

こうした中、農林水産業は、生産活動を通じて様々な知的財産が生み出されることから「知識産業・情報産業」として位置づけられるものであり、我が国農業の強みを活かした攻めの農業を展開するためにも、通底する部分が多い一般工業分野の取組を参考にしつつ、知的財産を活用したビジネスモデルの確立とそれを支える知的財産マネジメントに取り組むことが重要である。

このような背景を受け、農林水産省では、「農林水産省知的財産戦略2020」に基づき、地理的表示（GI）保護制度の活用等による地域ブランド発掘・創造・活用とそのブランド価値の向上や、研究開発における戦略的な知的財産マネジメントの推進などの取組を行っているところである。また、2016年11月に策定された「農業競争力強化プログラム」において、規格・認証や知的財産制度の活用促進や、農林水産物・食品の輸出促進にミッションを特化した新たな組織の創設を行うこととされ、本年4月、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）内に日本産品のプロモーションやブランディング等を行う「日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）」が設置された。

特に、昨今、食料産業のグローバル化や、日本の農林水産物のブランド化に伴い、海外における模倣品・海賊版の流通や技術流出が問題となっており、迅速かつ的確な対応が求められている。例えば、日本で開発された植物品種であるシャインマスカットについては、海外での品種登録がなされなかったため、海外において日本原産の苗木として高値で取引されていても本来の開発者への利益が還元されておらず、また、輸出に関しても、当該国において、安価な現地生産品や他国からの輸入品との競争にさらされることとなり、本来であれば得られたであろうマーケットを喪失する危機に面しているという現状が存在する。また、農業生産に関わる技術が知的財産になりうるにもかかわらず、比較的容易に外部に明らかにしてしまうなど、生産現場及び研究

開発現場は知的財産保護に関して無防備、活用に関して無関心な状態にあることも見受けられる。今後、「攻めの農林水産業」を実現するためには、農業関係者一人一人が知的財産の重要性を理解し、それを活用することが期待されており、知財保護・活用について普及啓発を進めるとともに、海外における農林水産分野の知的財産の保護を支援していくことは喫緊の課題である。

2015年6月より開始した地理的表示（GI）保護制度については、2017年4月時点で30製品の登録がなされており、今まで登録されたものについてはこれによって知名度が上がる、取引の幅が広がるといった成果が上がっているところである。2016年12月の改正地理的表示（GI）法（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号））の施行により、今後は国際協定による相互保護が可能となるため、GIの海外での保護を積極的に進めること及びGI製品の周知に取り組んでいくことが重要である。

また、海外の市場を開拓し輸出力を強化していくためには、海外市場で広く活用されている標準・認証を活用し、海外の取引先等に訴求していくことが有効であり、まずは海外で広く活用されている規格に対応していくとともに、我が国の強みのアピールにつながる形での標準化を進めていくことが求められる。このため、我が国の農林水産物・食品の標準・認証の枠組みであるJAS制度⁹についても、海外事業者への訴求に向けて規格を戦略的に制定・活用できるようにするとともに、これをツールとして国際標準化を進めていく必要がある。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会時の食品調達基準において、持続可能性の観点から、食品安全、環境保全、労働安全などの要件が示され、国際水準GAP認証等を受けて生産されたものが基準を満たすものとして認められたところである。こうしたことを契機に、農産物の輸出拡大や農業人材の育成など我が国の農業競争力の強化を図る観点からも、国際水準GAP認証の取得拡大や、輸出拡大に向けて日本発のGAP認証の国際規格化等を進めていくことが重要である。

さらに、農業者の高齢化や担い手の不足による労働力の減少等の中で、今後の農業生産は経験と勘のみに頼るのが難しくなっている。このため、第4次産業革命（Society5.0）が進展しつつある現状を踏まえ、AI、IoTやロボット技術等を駆使したスマート農業の実現が期待されており、スマート農業実現に向けた研究開発を進めるとともに、農業分野のデータ利活用を進めるための農業データ連携基盤の構築、データの標準化やノウハウ等の保護などの取組を進めていくことが期待されている。

加えて、研究開発における戦略的マネジメントの推進や他分野と連携したオープン・イノベーションにおける知財戦略の強化など、農林水産分野の知的財産を戦略的に活用し、新たなイノベーションを創出する取組も引き続き推進していくべきである。

⁹ 農林水産物や食品の品質に関する規格を農林水産大臣が制定。事業者は、第三者機関の認証を受けるとJASマークを表示できる任意の制度。定められるJAS規格の対象の拡大等を行うため、「農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案」を第193回国会に提出（平成29年2月）。

【農林水産物のブランド化に活用できる知的財産権等】

項目	担当府省	内容	活用例
地理的表示(GI)保護制度 (特定農林水産物等の名称の保護に関する法律)	農林水産省	品質・社会的評価その他の確立した特性が産地と結びついている産品について、その名称を知的財産として保護するもの	○神戸ビーフ ○下関ふく
品種登録による育成者権(種苗法)	農林水産省	農林水産物の生産のため栽培される植物の新品種を独占利用できる権利	○おぼろづき ○シナノゴールド
商標権(商標法)	特許庁	商品・サービスに使用する名前やマークを独占使用できる権利	○あまおう
地域団体商標(商標法)	特許庁	地名+商品名から成る商標を独占使用できる権利	○関あじ ○関さば
特許権(特許法)	特許庁	発明者が発明権利を独占利用できる権利	○多面体形状のメロンの栽培方法及び四角いメロン栽培用型枠(カクメロ)
実用新案権(実用新案法)	特許庁	物品の形状、構造又は組み合わせに係る考案の利用を独占利用できる権利	○改良農機具
意匠権(意匠法)	特許庁	独占的で美的な外観を有する物品の形状・模様・色彩のデザインを独占使用できる権利	○使いやすい剪定鋏
営業秘密(不正競争防止法)	経済産業省	生産方法や栽培方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然に知られていないもの	○F1品種(交雑品種)の親株情報 例：夕張メロン

出典：「戦略的知的財産活用マニュアル」（平成 26 年 4 月農林水産省策定）に基づき知的財産戦略事務局作

日本産酒類については、日本から輸出される酒類は年々増加傾向にあり、2016 年の輸出金額は約 430 億円と 5 年連続で過去最高を記録し、10 年前の約 3 倍となっている。このような背景を受けて、国税庁では、日本産酒類のブランド価値向上に向け、酒類の GI の更なる活用を図るために 2015 年 10 月に制度改正を行い、その周知徹底を行っているほか、改正後の制度に基づき国レベルの GI「日本酒」の指定等を行っている。また、国際的なイベント等において酒類の GI のプロモーションを実施するとともに、国際交渉等を通じた酒類の GI の保護を求めているところである。政府の輸出促進の指針である「日本産酒類の輸出促進に向けた課題及び対応方針について」（平成 29 年 3 月改定）において、酒類 GI の制度の活用促進が盛り込まれていることも踏まえ、これらの取組について、継続的に実施することが必要である。

（２）今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、知的財産を活用した品種・産品等の保護やブランド化、海外展開については、関係府省において以下の取組を推進することとする。

①地理的表示、地域団体商標など農業等関係知財の有効活用

（農林水産省の知財戦略 2020 の推進）

- ・農林水産分野における知財戦略を推進するため、「農林水産省知的財産戦略 2020」（2015 年 5 月）に基づき、知財戦略を着実かつ強力に実施するとともに、定期的な

検証を行い、必要に応じて戦略及び施策の見直しを行う。(短期・中期) (農林水産省)

(農林水産物・食品等の地理的表示 (GI) の活用促進)

- ・農林水産物・食品等の地理的表示 (GI) 保護制度の活用促進のため、引き続き GI の登録申請に係る相談を受け付ける窓口を整備するとともに、制度の普及・啓発、理解促進を進める。また、GI 製品の円滑な流通を促進するため、広告、インターネット、外食メニュー等においても適正な GI マークの使用を進めることにより、GI 製品のビジネス化の支援を図る。(短期・中期) (農林水産省)

(農林水産物・食品等の地理的表示 (GI) の海外での保護)

- ・二国間等の国際協定の締結により諸外国でも日本の GI を保護することが可能となる改正 GI 法に基づき GI の相互保護の推進を図るとともに、海外における GI 製品を含めた我が国農林水産物・食品等に対する知財侵害対策を推進する。

(短期・中期) (農林水産省)

(ブランド化の促進)

- ・農林水産分野における知的財産の保護・活用を促進するため、特許庁と連携し、特許庁が各都道府県に設置している知財総合支援窓口において、従来の特許・商標・営業秘密等の相談に加え、農林水産分野の知的財産である地理的表示 (GI) 保護制度や品種登録制度の相談も一括で受け付け、「地理的表示 (GI) 保護制度」及び「地域団体商標制度」の両制度を活用したブランド支援等の相談についても引き続き対応する。また、相談対応の充実を図り、地域ブランドの一層の推進を図るため、知財総合支援窓口の担当者等を対象とした農林水産分野の知的財産に関する研修等を実施する。(短期・中期) (農林水産省、経済産業省)

(育成者権の権利範囲の判断基準の明確化等)

- ・種苗法における育成者権者の独占権の範囲を画する判断基準について、侵害の立証の適正化も含めて検討するほか、品種登録情報へのアクセスの在り方など、育成者権者に使いやすい制度になるよう検討を行う。(短期・中期) (農林水産省)

(種苗法と商標法の関係整理)

- ・種苗法に基づき品種登録出願された品種の名称が、その後に出願及び登録された商標との兼ね合いで、登録前に変更を余儀なくされる問題について対応策を検討する。

(短期) (農林水産省、経済産業省)

(種苗産業の海外展開支援の充実強化)

- ・我が国で開発された植物品種の海外での保護や侵害対策を強化するため、海外への品種登録出願への支援、侵害実態調査を行うなど総合的な対策を実施し、種苗産業

の海外展開を推進する。(短期・中期) (農林水産省)

(品種登録審査結果の海外提供の無償化)

- ・我が国の植物品種の海外における品種登録を促進するため、我が国における品種登録審査結果を海外審査当局に無償で提供する体制を整備する。

(短期・中期) (農林水産省)

(権利侵害対策支援の充実強化)

- ・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において実施している DNA 分析による品種識別サービスの対象作物に登録品種数が多いカーネーションが追加されたことを受け、侵害時に迅速に対処できるようカーネーションの登録品種の遺伝子型データベースを作成する。(短期・中期) (農林水産省)

(育成者権の効力拡大)

- ・育成者権者の正当な利益を確保することで、新品種開発を促進するため、種苗法において原則として育成者権の効力が及ばない農業者の自家増殖について、農業生産現場への影響に配慮しつつ、育成者権の効力が及ぶ植物範囲の拡大を図る。

(短期・中期) (農林水産省)

(海外における品種の適切な保護)

- ・海外において品種保護が可能となるよう、「東アジア植物品種保護フォーラム」の下、東アジア諸国を対象として意識啓発セミナーや審査技術研修などの協力活動を実施し、これらの国々の植物品種保護に関する制度実施体制の整備を支援し、保護対象範囲等が広い 1991 年にジュネーブで改正された植物新品種保護に関する国際条約 (UPOV 条約) への加盟を促進する。(短期・中期) (農林水産省)

(日本産酒類のブランド価値向上)

- ・日本産酒類のブランド価値向上のため、引き続き酒類の地理的表示 (GI) 保護制度の周知を徹底し、制度の活用促進を図る。また、酒類の GI について、官民が連携して海外へ発信するなど認知度向上を図るとともに、酒類の GI 制度を導入している国との間で、適切な保護に向けた枠組み作りを進めることにより、輸出促進に向けた環境整備を実施する。(短期・中期) (財務省)

(日本食・食文化の海外発信)

- ・日本食・食文化の魅力発信による日本産農林水産物の輸出促進を加速するため、海外における日本食・食文化への理解の深化を図るとともに、日本産食材を積極的に活用する海外レストランとの連携等を推進する。具体的には、多様なコンテンツを活用した魅力発信事業、日本食・食文化普及人材育成事業、海外日本食レストラン連

携・品質向上支援事業、日本産食材活用ネットワーク強化事業などの取組を実施する。
(短期・中期) (農林水産省)

②JAS 規格の戦略的な制定・活用等による農林水産分野における標準化の推進

(JAS 規格の戦略的な制定・活用と国際化の推進)

- ・我が国食料産業の競争力強化のため、我が国の強みのアピールにつながる JAS 規格を戦略的に制定し、その活用を推進する。加えて、JAS 規格の内容のアジア諸国等への浸透を図るとともに、JAS 規格を足掛かりとした国際規格の制定を目指す。
(短期・中期) (農林水産省)

(農業生産分野における国際標準化戦略の推進)

- ・国際水準 GAP 認証の取得拡大を図る。また、日本発の GAP 認証 (JGAP Advance) について、国際規格化 (GFSI¹⁰承認取得) に向けた関係者への働きかけ等を官民が連携して推進する。(短期・中期) (農林水産省)

(食料産業分野における国際標準化戦略の推進)

- ・HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point (危害要因分析・重要管理点))¹¹に関する研修の実施など我が国における HACCP 普及のための支援体制の充実を図るとともに、日本発の国際的に通用する HACCP をベースとする食品安全管理に関する規格や認証の仕組みの構築と、その国際規格化に向けた取組等について、官民が連携して推進する。(短期・中期) (農林水産省)

(水産分野における国際標準化の推進)

- ・小規模で多様な漁業が多種多様な魚種を利用している我が国水産業の実態等に対応し、コスト面等で取り組みやすい規格や認証の仕組みの構築と、その国際規格化に向けた取組等について官民が連携して推進し、輸出環境の整備等を図る。
(短期・中期) (農林水産省)

③スマート農業の推進のための知財戦略

(スマート農業の研究・導入支援)

- ・スマート農業の推進のための研究開発・導入実証に向けた取組を推進するとともに、

¹⁰ Global Food Safety Initiative (世界食品安全イニシアティブ) 2000 年に、世界的に展開する食品事業者 (世界 70 カ国、約 400 社) が集まり、食品安全の向上と消費者の信頼強化のため、自分たちの求める規格・認証スキームの承認等を行う機関。

¹¹ 原料受入れから最終製品までの各工程で、微生物による汚染、金属の混入等の危害の要因を予測した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する工程管理のシステムのこと。

熟練農業者のノウハウの継承を図るため、AIなどの最新技術を活用し未経験者が短期間でノウハウを身に付けられるシステムの構築を推進する。

(短期・中期) (農林水産省、内閣官房、総務省、経済産業省)

(農業情報データ活用の推進)

・農業分野における様々なデータが共有・活用できる「農業データ連携基盤」の立ち上げを目指す。また、異なるITシステム間でデータを共有・比較するなど農業情報の相互運用性・可搬性を確保するため、「標準化ガイドライン」を活用するとともに、データ等の接続性及び互換性を検証する。(短期・中期)

(農林水産省、内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省)

(農業関係者に対する知財マネジメントの普及・啓発)

・優れた農業技術やノウハウ等の知的財産としての価値や重要性を農業者や農業関係者に広く普及啓発する方策を検討するとともに、知的財産として保護・管理の手法を分かりやすく説明したガイドライン等の作成に取り組む。

(短期・中期) (農林水産省)

④農林水産分野の研究開発における知財マネジメントの強化

(「知」の集積と活用の場における知財戦略の強化)

・農林水産分野の新たな産学連携研究を推進するための仕組みである「知」の集積と活用の場において、農林水産分野の新たなイノベーション創出や既存ビジネスの問題解決に向けて、適切な知財マネジメントを実施する。(短期・中期) (農林水産省)

(農林水産関係国立研究開発法人における知財戦略の強化)

・農林水産分野の研究開発の中核的な役割を担う国立研究開発法人の研究成果を効果的・効率的に事業化・商品化に結び付けるため、農業・食品産業技術総合研究機構などの農林水産関係国立研究開発法人において、人材育成も含めた知財マネジメントの強化を図る。(短期・中期) (農林水産省)

(農林水産分野と異分野との連携協調における知財マネジメント)

・農林水産分野における地域活性化及び産業競争力強化を技術面から支援するため、事業化・商品化を意識した知財マネジメントの下、農林水産分野においてAI、IoTやロボット技術などの最新技術を活用して異分野との連携協調による研究開発を推進する。(短期・中期) (農林水産省)

(農林水産分野における遺伝資源及び遺伝情報の収集・活用強化)

・強みのある品種の育成に必要な素材である多様な遺伝資源の二国間共同研究等を通

じた我が国ジーンバンクへの導入、遺伝情報の解明及び効率的な育種技術の開発・普及を、適切な知財マネジメントの下で推進することにより、地域のニーズに即した新品種の開発と知財としての保護・活用を加速する。(短期・中期) (農林水産省)

(官民連携による新品種開発の活性化)

・主要農作物種子法の廃止法等を踏まえ、民間企業参入を促進し、多様化するニーズへの対応により我が国農業の競争力強化を図るため、適切な知財マネジメントの下で、公的機関が有する種苗の生産に関する知見の民間企業への提供や育種基盤の強化を進めるとともに、民間企業と公的機関の多様な連携を推進する方策を講じる。

(短期・中期) (農林水産省)

2. 地方・中小企業による知財活用と産学・産産連携の推進

(1) 現状と課題

人口急減・超高齢化、東京への一極集中、グローバル化に伴う国内製造業の空洞化といった大きな社会課題に我が国が直面する中、国際競争の激化、第4次産業革命の進展といった環境変化に対応しながら、我が国全体が持続的な発展・成長を遂げていくためには、全国各地域において各地域の実情に即して、スピード感を持ってイノベーション創出を推進し、地域経済を活性化していくことが極めて重要である。そうした観点から、地域経済を支えかつ経営に小回りのきく中小・中堅企業や迅速かつ大胆な挑戦が可能なベンチャー企業が、知財への意識を高め、知財を積極的に活用していくことにより、イノベーション創出や地域産業の活性化に大きく寄与していくことが期待されている。

また、我が国の大学・高等専門学校・公的研究機関等は極めて高い研究能力を有しているところ、この高い研究能力を社会に貢献しうる成果の創出につなげていくためには、大学・高等専門学校・公的研究機関等と中小・中堅企業、ベンチャー企業を含む産業界とが適切な知財マネジメント戦略の下で積極的に連携していくことが重要である。

① 地方・中小企業による知財活用

地域経済の担い手である中小・中堅企業の活躍は、我が国の産業競争力の源泉であり、中小・中堅企業による知的財産の活用の促進を図っていくことは、極めて重要である。

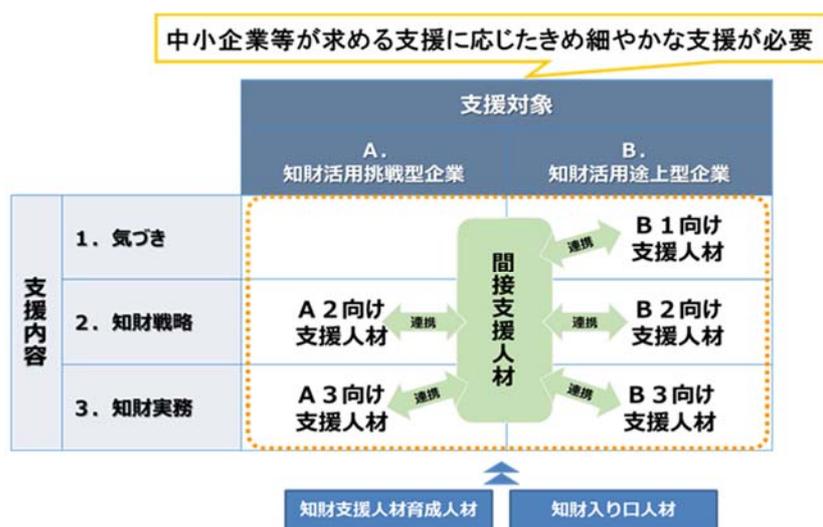
「知的財産推進計画 2015」(平成 27 年 6 月 19 日知的財産戦略本部決定)及び「推進計画 2016」においては、中小企業を二つのカテゴリーに分けて知財戦略の強化を図ってきた。一つは、自らが保有する知的財産を意識して権利化等を行い、それを活用して自社製品を主体的に開発・生産して、海外展開も含めた挑戦的な活動を行って

る「知財活用挑戦型」であり、もう一つは、権利化できるような知的財産（特に、技術）を有しておらず、知的財産に対する意識も薄く、生産する製品や販路・取引先も固定的で、多くは下請け的立場にある「知財活用途上型」である。

「知財活用挑戦型」の中小企業に対しては、知的財産権の取得を促進するための更なる環境の整備や、知的財産を活用して国内外で事業化を進めるための支援、侵害対策などの知的財産を保護するための支援が引き続き求められている。また、「知財活用挑戦型」の中小企業のイノベーションを収益につなげるために、知的財産権を権利化して活用する、ノウハウとして秘匿する、さらには、契約を活用するなど様々な手法により、経営戦略の視点で知財マネジメントを実践していくための支援も充実させる必要がある。

一方で、知的財産に対する意識の薄い「知財活用途上型」の中小企業については、知財の活用が進んでいないため、知財意識の普及啓発をより一層強化すべきであるという指摘がなされている。知財活用途上型の中小企業にとって、「警告・ライセンスなどの権利活用は自社には無関係であるため、知的財産権を取得するインセンティブがない」という誤解があるが、知的財産は、将来のキャッシュフローの源泉となる資産であり、研究開発力のアピールや販路開拓のきっかけにもなりうるものであるから経営戦略上の重要な要素の1つである。「知財活用途上型」の中小企業の経営者及び中小企業支援関係者に対し、気づきを促し、こうした意識を普及・浸透させ、知財の活用を促進することが必要である。また、技術流出を防止するために、ノウハウ管理に対する意識を高めることも促していくことが必要である。

【知財支援人材マトリクス】¹²



中小企業に対する支援内容は、「気づきを促す」、「知財戦略を考える」、「知的財産権

¹² 平成 27 年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「地域・中小企業の知財支援人材に関する調査」（5 頁）に基づき知的財産戦略推進事務局作成。

の保護・活用における実務支援」の3つに大きく分類され、それぞれに適した人材による支援が必要であることが指摘されており、中小企業が求める支援に応じてきめ細やかな支援を提供するために、各支援機関の連携を徹底していくことが重要である。昨年9月には、特許庁が「地域知財活性化行動計画」を策定し、これに基づき各機関が連携して知財分野における地域・中小企業支援を推進しているところであるが、「地方の中小企業が技術相談等をしたい場合に、どこに行けばよいのかがわかりづらい」との指摘は依然としてある。したがって、地域レベルでは、各都道府県に配置されている知財総合支援窓口、よろず支援拠点、標準化活用支援パートナー機関、地方公共団体等が連携して地域の支援体制を一層強化していくことが求められている。また、「知財の普及啓発活動から個別支援対応へのつながりが弱い」という指摘もなされており、次の段階の支援へ円滑につなぐための仕組みについても検討していく必要がある。

また、中小企業にとって身近な存在である、金融機関、中小企業診断士、税理士、商工会・商工会議所などの中小企業支援関係者には、中小企業との経営相談の際に、財務情報には現れない対象企業の価値創造・差別化の源である知的資産（人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランドなどの目に見えない資産であって、企業の競争力の源泉となるもの。知的財産を包摂する広い概念。）にも着目し、中小企業に対して知的資産・知的財産に関する何らかの気づきを促し、必要に応じて適切な機関に橋渡ししていく役割が期待されている。したがって、中小企業支援関係者に対しても、知的資産・知的財産についての啓発活動を行っていく必要がある。

とりわけ、地域金融機関は、資金供給に留まらず、目利き力を発揮し、借手企業の経営課題について経営者と認識を共有した上で、外部機関等と連携を図りながら、ビジネスマッチングなど財務面のアドバイスに留まらないコンサルティングを提供するなど金融仲介の質の向上に取り組んでいる。地域金融機関においては、外部機関等とも連携しつつ、地域経済の活性化に向けて、より一層取り組んでいくことが期待されている。

金融庁は、平成25事務年度以降、事業性評価に基づく融資の促進に取り組んでおり、平成28事務年度金融行政方針においても、「金融機関に対し、担保・保証に過度に依存することなく、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（「事業性評価」）するよう促してきた。」と記載するなど、引き続き事業性評価に基づき、顧客企業の価値向上に繋がるアドバイスやファイナンスを提供するよう、組織的・継続的な取組を促しているところである。

また、経済産業省は、地域金融機関や支援機関が、企業との対話を深め、担保や個人保証に頼らない事業性評価に基づく融資や本業支援等を行うことを促すため、2016年3月、地域企業の経営診断指標「ローカルベンチマーク」（財務情報に関する6つの指標と知的財産情報も含む非財務情報に関する4つの視点）を策定・公表した。

また、従来、経済産業省は、企業の固有の知的資産を認識し、有効に組み合わせ活用していくことを通じて収益につなげる「知的資産経営」を継続的に推し進めており、この知的資産経営の方針をストーリー化し、ステークホルダー（取引先、顧客、

株主・投資家、従業員、地域社会等) に対して効果的に伝達することによって、ステークホルダーからの理解・評価を高め、更なる経営改善につなげていくことができるよう、「知的資産経営報告書」の作成・公表を推奨している¹³。

加えて、特に融資における知財活用の促進のため、特許庁は、「知財ビジネス評価書」の更なる拡充・改善の取組を進めてきた。こうした「ローカルベンチマーク」や「知的資産経営報告書」、「知財ビジネス評価書」等を活用しながら、企業経営者と金融機関・支援機関等とが協調連携して、知的財産を始めとした知的資産を活用したビジネスの価値・評価を「見える化」することを通じて、事業性評価やそれに基づく融資、本業支援等の促進や、地域に波及効果の高い地域産業の活性化を図っていくことが求められている。

また、別の観点で、地域に根ざした地場産業の振興、アニメ・マンガ、映画、音楽、ゲーム、放送番組などのコンテンツを活用した観光産業の振興、地理的表示 (GI) や地域団体商標等を活用した食料・農林水産分野の地域ブランドの国内市場・海外市場拡大、地域の未来を担う「ひと」の養成に向けて地域社会と一体となった「知財創造教育」の推進など、知的財産を活用しつつ各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続可能な社会を実現するために、地域を挙げて取り組むべき課題等があることを踏まえ、地方公共団体が中核となった取組が大いに期待される。

② 産学・産産連携の推進

我が国の知財戦略として、国際競争の激化、第4次産業革命 (Society5.0) の進展をはじめとする技術発展を見据え、オープン・イノベーションを促進するために、産学連携・産産連携を活性化させるための取組は極めて重要である。そして、大学や公的研究機関は、事業化が視野に入る分野については事業化を念頭に置いた知的財産マネジメントを実施し、研究開発の成果を事業化に結び付け、優れた研究成果を社会に還元していく意識を持つことが重要である。

<産学連携の推進>

従来、我が国の産学連携は、個々の研究者間で行われる小規模なものが大半であり、

¹³ 2005年に経済産業省が企業等向けの参考指針として取りまとめた「知的資産経営の開示ガイドライン」(2005年10月公表)等を契機・基礎として、OECD等において企業の価値創造・レポートニングに係る国際的な議論が行われた。これらを踏まえ、「国際統合報告評議会 (IIRC)」(規制者、投資家、企業、基準設定主体、会計専門家及びNGOにより構成される国際的な連合組織)による検討がなされ、「統合報告」の枠組みが構築された(2013年12月9日公表)。「統合報告」は、我が国企業の作成社数が大企業を中心に250社程度(2016年)に及ぶに至り、南アフリカとともに我が国が統合報告先進国となっている。経済産業省もメンバーである「WICI (The World Intellectual Capital/Assets Initiative)」(企業関係者、財務アナリスト、投資家、職業会計人、研究者等によって2007年に設立されたグローバル・ネットワーク)は、2016年9月に統合報告作成のガイドとなる「インタンジブルズ報告枠組み」(WICI Intangibles Reporting Framework)を公表している。

オープン・イノベーションを本格化させていくためには本格的な共同研究が必要であることが指摘されていた。また、産業界からは、大学との連携に関して、共同研究のスピード感や成果（知的財産）管理等で課題が指摘されていた。イノベーションの創出に向けて、「再興戦略 2016」では、「組織」対「組織」の本格的な産学連携が掲げられ、「2025 年度までに大学・国立研究開発法人に対する企業の投資額を OECD 諸国平均の水準を超える現在の 3 倍とすることを目指す。」こととされた。これを踏まえ、産学による本格的な共同研究に向けて、文部科学省と経済産業省は、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成 28 年 11 月 30 日）を策定している。大学・国立研究開発法人は、同ガイドラインを参考にしつつ、知的財産マネジメントの戦略的方針の策定や知的財産に係る予算の確保と管理体制の整備等を含む知的財産の活用に向けたマネジメントの強化や知的資産マネジメントの高度化により知の好循環を図っていくことが期待されている。

また、産学連携に関しては、「大学において事業化に対する意識が低い」という指摘や、優れた研究成果を知的財産化するにあたって「知的財産に関する予算・人員確保が十分にできていない」という指摘がされている。したがって、大学・公的研究機関の自主的な取組に期待するだけでなく、大学における適切な知的財産予算の確保や知的財産の管理・運用等に関わる人員の育成・確保の方策を検討していくとともに、大学・公的研究機関の事業化に対する意識を高めていくために、大学等における研究成果の事業化に関連する指標の検討や大学等と産業界との対話に向けた取組を進めていく必要もあると考えられる。

また、高等専門学校には、大学と同様、人材育成という高等教育機関としての役割に加え、研究活動を通じた社会貢献についても期待されているところ、とりわけ実社会に根ざした実用・応用的な研究により、地域や企業の抱える問題の解決等を通じて地域社会に貢献していくことが期待される。高等専門学校の研究力と全国的なネットワークを活かし、地域のあるいは地域を越えた中小企業等との連携をより一層進めていくことが、地域経済の活性化のために重要である。

<産産連携の推進>

産産連携については、第 4 次産業革命の特性を踏まえ、オープン・イノベーションにつながる異業種間連携を活性化させるとともに、地域経済を支えかつ経営に小回りのきく中小・中堅企業や迅速かつ大胆な挑戦が可能なベンチャー企業と大企業の連携も活性化させていく必要がある。

中小企業等と大企業の連携については、「川崎モデル」等に代表される中小企業等が大企業の技術を実用化するモデルと、大企業が中小企業等の技術を実用化するモデルがある。中小企業等が大企業の技術を実用化するモデルでは、大企業にとって市場規模が小さい、大企業の事業とマッチしないなどの理由で利用されていない優れた技術を中小企業等が活用することで、新たな市場獲得や事業拡大を図ることができる。一方で、大企業が中小企業等の技術を実用化するモデルでは、大企業は中小企業等の

イノベーティブな技術を取り込むことができ、中小企業等は大企業の技術や販路を活用することができる。このような特徴を踏まえ、イノベーション創出や地域産業の活性化のため、中小企業等と大企業の連携が広く普及することが期待されている。

<産学連携・産産連携の支援人材>

産学連携・産産連携の支援については、「支援人材間の連携が十分ではない」という指摘がされており、関係府省において政策目的に応じて配置した知財の専門家間の連携の強化を図るとともに、中小企業支援関係者と、地域支援機関や知財の専門家との連携を促し、シーズとニーズのマッチングや事業プロデュースを行っていくことが必要である。さらに、これらの支援人材の育成や支援人材のキャリアパスの形成に向けた取組も実施していくことが一層求められている。

(2) 今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、中小企業に対する意識啓発や事業支援などの支援、各機関の連携を促進するとともに、大学・高等専門学校・公的研究機関と産業界とが、適切な知財マネジメント戦略の下で積極的に連携することを促進するため、関係府省において以下の取組を推進することとする。

①地方・中小企業の知財活用

《知的財産の権利化、知的財産の活用の支援》

(知的財産の権利化・活用に向けた支援)

- ・地域中小企業における知的財産の権利化・活用を促すため、「地域知財活性化行動計画」に基づき、全国レベルで、知財に係る制度や支援施策の普及啓発活動を実施するとともに、地域レベルでは、知財総合支援窓口とよろず支援拠点連携し、各地域の実情及び中小企業が求める内容に応じたきめ細やかな支援のための相談体制を強化する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・地域の中小企業等の知的財産の権利化及び活用を支援するために、出張面接・テレビ面接・巡回審判を充実させるとともに、企業等集積地域を対象に出張面接審査と特許に関するセミナーを同時に開催する地域拠点特許推進プログラムを推進する。
(短期・中期)(経済産業省)
- ・地域の中小企業等の知財活用を促進させるため、巡回特許庁の回数を増やし、各地域において知財制度や知財支援策等の周知を強化する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・地域における中堅・中小・ベンチャー企業の知的財産の権利化・活用を促すため、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)において、平成29年度第2四半期(7～9月)に「近畿統括本部」(INPIT-KANSAI)を開設し、知的財産の活用支援を行う。また、同本部において、地域ユーザーにとって出張面接審査等を活用しやすい環境を整備し、出張面接審査等の充実を図る。(短期・中期)(経済産業省)

- ・中小企業等による特許等の出願手続簡素化などの支援策を検討する。

(短期・中期) (経済産業省)

(金融機関における知的財産を活用した中小企業支援の推進)

- ・企業の生産性向上等を支援し、地域経済の活性化につなげるため、引き続き金融機関による事業性評価に基づく融資や本業支援等を促す。(短期・中期) (金融庁)
- ・地域金融機関や支援機関が地域企業への事業性評価に基づく融資や地域企業の本業支援等を行うことを促すため、「ローカルベンチマーク」の周知を行うとともに、さらなる改善の検討を行う。(短期・中期) (経済産業省)
- ・中小企業の知的財産を含む無形資産の「見える化」を促進するため、「統合報告」の活用状況を紹介等しつつ、企業における知的資産経営報告書の自主的な作成を促すとともに、その効果的な活用に向け、「知的資産経営 WEEK」等を通じて金融機関や中小企業支援者に対する普及・啓発活動を行う。(短期・中期) (経済産業省)
- ・金融機関による企業の事業性評価における知財活用を促進するため、「知財ビジネス評価書」について、利用者たる金融機関の意見を踏まえつつ使いやすくするなど、その作成支援を強化するとともに、産業財産権専門官による金融機関への個別訪問や金融機関の職員等を対象とした知財セミナーの開催、知財金融シンポジウムの開催などの包括的な取組について一層の拡大を図る。また、知財ビジネス評価書を活用した融資事例等を収集分析したマニュアルを作成し、金融機関に配布する。

(短期・中期) (経済産業省、金融庁)

(知財活用に向けた人材支援)

- ・中小企業等における知財意識の向上を図るために、経営戦略における知財マネジメントに関するセミナーの開催等を通じて経営者層を含む関係者に対する普及啓発を行う。(短期・中期) (経済産業省)
- ・ビジネスモデル検討段階から訴訟対応などの権利行使段階までを視野に入れた上で、知的財産に関する法律的な知識や海外情報等も踏まえた事業戦略と連携した知財マネジメント戦略に関する知見を包括的に提供することにより、中小・ベンチャー企業において、特許・意匠・商標・ノウハウ等を考慮した、総合的な知財マネジメント構築を支援できる人材の育成を引き続き強化・実施する。

(短期) (経済産業省) 【再掲】

《知財活用途上型中小企業に対する普及啓発活動》

(知的財産の普及活動)

- ・知的財産に馴染みのない地域中小企業に対して知的財産の活用に関する気づきを促すため、経営戦略において知財を活用した成功事例を収集分析し、周知を行う等により、知財総合支援窓口による地域中小企業に対する積極的な普及啓発活動を実施するとともに、地方公共団体、よろず支援拠点、金融機関、中小企業診断士、商工会・商工会議所などの中小企業支援関係者に対する知的財産の普及・啓発を全国的

に行う。(短期・中期)(経済産業省)

- ・地域中小企業及びその支援者の知財意識を高めることにより知的財産への適切な取組を促すため、知的財産管理技能士資格の取得を奨励する。

(短期・中期)(経済産業省)

(下請取引における知財の取扱いの適正化の推進)

- ・「下請代金支払遅延等防止法」(昭和31年法律第120号)の内容に関する周知を行うとともに、法令違反や望ましくない取引慣行などの知財に関する事例も含めて提示した「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」や「価格交渉事例集」の周知を行い、知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処する。

(短期・中期)(公正取引委員会、経済産業省)

《知財活用挑戦型中小企業に対する国内支援の強化》

(先導的・意欲的な地域の知財活動の促進)

- ・地域における知財支援力の向上を図る活動を全国へ展開すべく、意欲的な地域の中小企業支援関係者による先導的な知財支援活動に対する支援を強化する。

(短期・中期)(経済産業省)

(地域中小企業の知財活動支援の強化)

- ・中堅・中小・ベンチャー企業に対する支援を強化するため、地域の中小企業等との接点となる知財総合支援窓口を担当する独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)を活用し、包括的な特許情報分析やSWOT分析¹⁴を始めとする知財競争力分析等による事業展開力向上に関する支援を引き続き実施する。

(短期・中期)(経済産業省)

(デザイン・ブランドを活用した事業化支援の強化)

- ・地域の中小企業等による商品・サービスの高付加価値化及び新市場の開拓を支援するために、デザイン・ブランドを更に活用し、付加価値の高い商品開発、自社ブランドの構築、新分野の開拓や地域ブランドの創出など、事業化に向けた支援を一層強化する。(短期・中期)(経済産業省)

(中堅・中小企業等の標準化の推進)

- ・中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を推進するため、国内外の標準化事例やその意義、支援機関等についての周知を引き続き進める。

(短期・中期)(経済産業省)【再掲】

¹⁴ Strength (強み)、Weakness (弱み)、Opportunities (機会)、Threats (脅威) の4つのカテゴリーで要因分析して、事業環境変化に対応した経営資源の最適活用を図る経営戦略策定方法。

- ・中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用に向けて、知財総合支援窓口・よろず支援拠点や中小企業支援関係者等と、標準化活用支援パートナー機関との連携を促すとともに、中堅・中小企業等が、利益を確保しつつ自社の優れた技術・製品を社会に実装する取組を後押しするため、関係団体と一般財団法人日本規格協会（JSA）とが連携し、中堅・中小企業等に対して、事業戦略に応じた、標準化戦略及び知財戦略の策定・提案をワンストップで実施できる体制の構築を検討する。

（短期・中期）（経済産業省）【再掲】

- ・「新市場創造型標準化制度」や、自治体、産業振興機関、地域金融機関、及び認証機関などの幅広い関係者と連携して中堅・中小企業等の技術・製品の標準化を推進する「標準化活用支援パートナーシップ制度」、地方創生交付金の活用等を通じて、地域の中堅・中小企業の優れた技術・製品の標準化を支援する。

（短期・中期）（経済産業省）【再掲】

（営業秘密管理のワンストップ支援の拡充）

- ・営業秘密管理を含む知財戦略の相談窓口及びポータルサイトにおいて、引き続きホームページ上での情報発信及び全国各地でのセミナー開催、e ラーニングコンテンツの提供など、中小企業を念頭に置いた普及・啓発を実施する。

（短期・中期）（経済産業省）【再掲】

（知財紛争処理に関する支援）

- ・中小企業が知財紛争に要する費用の問題に対応するため、中小企業が利用可能な知財分野を含む訴訟費用保険の整備に向けた民間の取組の周知や海外知財訴訟保険制度の自立化について引き続き取り組む。（短期）（経済産業省）【再掲】
- ・地方における知財専門家へのアクセスを支援するため、関係団体と連携し、情報提供業務の一環として窓口を紹介する体制や弁理士を検索できるデータベースを整備するなど、地方においても知財紛争処理に精通した専門家に依頼できるような体制の充実を図る。（短期・中期）（法務省、経済産業省）【再掲】

（戦略的な知財活用を支援できる弁理士の育成）

- ・弁理士が「知的財産に関する専門家」として、知的財産とビジネスの両方の視点に立って、オープン&クローズ戦略などの標準化や営業秘密としての秘匿化も含めた知財戦略構築の支援を行っていくための環境整備として、これらに関連する内容を含む弁理士向けのコンサルティング研修を、産業界との意見交換等により得られた意見をカリキュラムに反映する等により一層充実させるとともに、出願業務に依存した収益構造の見直しに向けた取組の強化を図る。（短期・中期）（経済産業省）

《知財活用挑戦型中小企業に対する海外展開支援の強化》

（海外展開に向けた知財支援の強化）

- ・中小企業の海外展開を知財面から支援するため、中小企業の保有する知的財産の権

利取得から権利行使・権利活用まで一貫通貫の支援のさらなる強化を図る。

(短期・中期) (経済産業省)

(専門家の海外派遣)

・海外において我が国企業等を知財面で支援する体制の整備や特に中小企業等が知的財産を武器に海外展開する際の有用な情報提供のため、弁理士を海外に派遣し、必要に応じて「新輸出大国コンソーシアム」の枠組みを活用する等、現地大使館やJETROなど関係機関と連携することにより、在外における支援体制や取組の強化を図る。

(短期・中期) (経済産業省、外務省)

(海外認証取得支援)

・中堅・中小企業等の海外展開に際して、現地規制への対応に必要な試験データ・認証の取得の具体的なプロセス等に関する相談窓口の設置、情報提供セミナーの開催及びパンフレットの作成など、規制に関連した海外認証取得を支援するための取組を推進する。(短期・中期) (経済産業省) 【再掲】

《知的財産を活用した地域振興》

(地域における知的財産戦略の推進)

・各都道府県・政令指定都市における知財戦略の策定・改訂状況を調査し、必要に応じて支援を行う。(短期・中期) (内閣府)

・各都道府県の知財活動の活性化・レベルアップを促すため、全国9地域に配置されている地域知財戦略本部を活用して、地方自治体を中心とする地域の関係機関との連携を押し進めるとともに、各地方自治体の取組の共有等を通じて知的財産の取組の強化を図る。(短期・中期) (経済産業省、内閣府)

②産学・産産連携の推進

《産学・産産連携機能の強化》

(産学官連携による共同研究の促進)

・「組織」対「組織」の大型の産学官共同研究を推進し、地方大学や中小企業も含めた我が国全体でのイノベーション創出へとつなげていくため、産学官において「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」(平成28年11月30日)の実効性確保の取組を行うことにより、産学官連携活動の強化を図る。

(短期・中期) (経済産業省、文部科学省)

・我が国のオープン・イノベーションを加速するため、産業界との協力の下、大学等が知的資産を総動員し、産学による技術・システム改革シナリオの共同作成、そのシナリオ実現に向けた活動・体制の企画、産学共同研究・人材育成・知的財産マネジメントを官民の資金のマッチングにより実施する。(短期・中期) (文部科学省)

・地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムを形成するため、地域の技